

荒川将来像計画（改定原案）について有識者会議でいただいたご意見に対する考え方

本資料は、荒川将来像計画（改定原案）について有識者会議でいただいたご意見に対する考え方を示したものです。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、いただいたご意見について、その論点を体系的に整理した概要となっております。

このため、ご意見を提出していただいた方が指定した章節と、一致していない場合があります。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	事務局回答	ご意見に対する考え方
全体	1	全体構想書・推進計画（改定原案）の印象 <ul style="list-style-type: none"> ・ 今の将来像計画の内容は硬い印象のため、東京都検討会（「未来の東京に向けた水辺整備のあり方検討会」）も参考にしたい。（知花座長） 	（当日は意見として伺い、事務局回答なし）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、概要版は東京都検討会資料を参考に工夫して参ります。
	2	将来像計画の視点（対象） <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来像計画の視点（対象）が地域の高齢者となっている。若い世代から意見聴取できていないように感じる。将来像計画の理念に、「あらゆるひとが～」とあるが、内容からはその印象は持ちづらい。“あらゆる世代が流域で豊かに暮らせる”という内容になってほしい。（宮本委員） ・ 将来像計画は構想であるため、多様な世代が川に親しむために何が必要なのか検討していただきたい。（知花座長） ・ ミズベリングでも同様だが、周辺地域の歴史や人々の暮らしが、河川ににじみ出てくればよいと考えている。その観点も検討いただきたい。（知花座長） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて検討させていただく。助言等があれば、教えていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、全体構想書（改定案）「2.1.1 健康(Well-Being)な川づくりを目指して」に理念を追記します。
	3	SDGs・マイノリティ <ul style="list-style-type: none"> ・ 荒川沿川は外国人の来訪が多いことが特徴である。理念には、「誰もが気持ちよく過ごせる」という記述がある一方、外国人や障がい者等のマイノリティを対象にした記述が少ないと感じた。この点に関して、これまで議論があったか教えていただきたい。（鈴木委員） ・ SDGsと照らし合わせて、マイノリティや防災の多言語化等の記載を見直していただきたい。（知花座長）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの企画調整会議では、議論にあがっていない。障がい者の方には、「福祉の荒川のかわづくり」を基に整備してきた。老若男女だけでなく、マイノリティも含めた内容を検討させていただく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、全体構想書（改定案）「2.1.1 健康(Well-Being)な川づくりを目指して」に、マイノリティ等の対象者を追記します。 ・ 同様に、推進計画（改定案）「2.4.3 防災意識の向上のための川づくり」に、防災の多言語化について追記します。 ・ “誰も” “すべての人” “あらゆる人” といった表記ゆれを、全体構想書及び推進計画において、“あらゆる人” に統一します。
	6	河川整備計画との整合 <ul style="list-style-type: none"> ・ ミズベリングの取り組みも将来像計画とどう整合していくか考えていく必要がある。（知花座長） 	（当日は意見として伺い、事務局回答なし）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見は、今後の参考とさせていただきます。なお、推進計画（改定原案）「2.3.4(1)①にぎわい拠点計画について」にミズベリングについて記載しています。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	事務局回答	ご意見に対する考え方
-	4	全体構想書の位置づけ ・全体構想書（改定原案）は推進計画（改定原案）の概要版のように感じる。推進計画（改定原案）に具体的な整備内容を記載し、全体構想書（改定原案）を概要版とするのもよいと考える。（知花座長）。	・全体構想書（改定原案）には基本的な考え方・理念を、推進計画（改定原案）には具体的な整備方針を記載している。	・左記の回答のとおりです。
1.はじめに	5	将来像計画の改定背景（社会情勢を踏まえた荒川の役割の変化） ・時代によって、社会における河川の役割は変化している。その点や先の時代を見据えた内容をはじめに記載すると、メッセージが伝わり計画として読みやすくなるのでは。（加藤委員） ・全体構想書（改定原案）にコンセプトが記載されているとよい。全体構想書（改定原案）は全体構想書 1996 の微修正のため、古い印象になっている。（知花座長、加藤委員） ・市民と河川の関わり方が変わっており、ミズベリングや流域治水等の社会情勢も変わっているため、将来像計画では最初に改定の想いを記載するのがよい。（知花座長）	（当日は意見として伺い、事務局回答なし）	・ご意見を踏まえて、全体構想書（改定案）「1.1「荒川将来像計画」について」で、全体構想書 1996 の策定の経緯と今回改定の経緯を書き分けて、今回改定背景を追記します。 ・ご意見を踏まえて、全体構想書（改定案）「2.1.1 健康(Well-Being)な川づくりを目指して」に、理念(論点番号2)及びマイノリティ等の対象者(論点番号3)を追記し、改定の想い、コンセプトを充実させます。
2.2 荒川将来像計画の方針 5.1 着実な治水対策	7	荒川将来像計画での流域治水の位置づけ ・流域治水は、“治水だけでなく環境や利水を含めた水マネジメント”と共通認識ができつつある。将来像計画では流域治水が1つの柱となるように、流域治水に、治水対策だけではなく、人々が川に親しみ、川への理解を醸成するという意味を持たせて、流域治水の位置づけを「2. 荒川将来像計画の理念・方針」に記載してはどうか。（知花座長）	・検討する。	・ご意見を踏まえて、全体構想書（改定案）「2. 荒川将来像計画の理念・方針」に「2.1.2 流域治水（River Basin Disaster Resilience and Sustainability by All!）」の項目を追加し、流域治水の考え方を取り入れ、“あらゆる人が川に親しみ、川への理解を醸成し、川を守り育てる”という姿勢を記載します。（同様に、推進計画（改定案）にも「2.1.2 流域治水（River Basin Disaster Resilience and Sustainability by All!）」を追加します。）

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	事務局回答	ご意見に対する考え方
2.2.2 荒川の適 正な利用と快適 に楽しめる川を 創る	8	利用環境の変化 ・全体構想書（改定原案）には、自然環境の変化、その対応に関する記載がある。同様に、 社会情勢による利用環境の変化、河川行政の変化も記載 すべきではないか。 ミズベリングや河川敷地占用許可準則の一部改正、高台まちづくりとの連携等をキーワード として記載があるとよい。（知花座長）	（当日は意見として伺い、事務局回答なし）	・ご意見を踏まえて、全体構想書（改定案）「4.1 荒川将来像計画の推進の枠組み」に、社会情勢による利用環境の変化、河川行政の変化を記載します。
4.2.2 水面利用	9	水面利用 ・“船舶航行が盛ん”という記載があるが、この 10年間で減少 したのではないか。減少傾向であるならば、 水面利用を促進 してもよいのでは。（加藤委員） ・次の改定が十数年後とすると、 今後の見通しを記載 するとよいのでは。（加藤委員）	・近年は新型コロナの感染拡大もあり、船舶航行は減少しているが、レジャーボート等の利用はあるため、下方修正はしていない。今後、舟運を活性化したいと考え、検討を始めたところである。 ・記載するよう検討する。	・ご意見を踏まえて、全体構想書（改定案）「4.4.1 快適な川づくりの考え方」に追記します。
4.4 快適に利用できる川づくり	10	荒川や地域の歴史 ・推進計画（改定原案）では歴史について具体的な記載があるが、全体構想書（改定原案）ではほとんどない。景観に関する記載が多少ある程度である。 荒川の歴史自体に価値があるため、歴史についてもっと記載 すべきはないか。「 荒川の歴史を継承していく 」という記載を追加してはどうか。（鈴木委員） ・追加するなら「4.4 快適に利用できる川づくり」がよいと思う。 河川と地域の歴史を踏まえて記載 いただきたい。（知花座長） ・ 旧岩淵水門の歴史や通水100年の節目もあるため、歴史は非常に重要なキーワード と考える。（加藤委員）	・ご意見を踏まえて検討させていただく。	・ご意見を踏まえて、全体構想書（改定案）「1.1「荒川将来像計画」について」に、荒川の概要、荒川放水路の歴史を記載します。 ・ご意見を踏まえて、全体構想書（改定案）「4.4.1 快適な川づくりの考え方」で、“荒川と地域の歴史を踏まえつつ、景観に配慮した川づくりを推進する。”に修正します。 加えて、「4.4.3 良好な景観を保全するための基本的な考え方」は「4.4.3 <u>荒川と地域の歴史を踏まえた、良好な景観を保全するための基本的な考え方</u> 」とし、歴史や文化に関する文章を追記します。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	事務局回答	ご意見に対する考え方
2.2.4 自然地の保全と再生の考え方 2.3.1 荒川下流部の河川利用の現状 3.1.1 基本的な土地利用区分の考え方	11	環境教育 <ul style="list-style-type: none"> ・以前の“環境教育”は、現在では“自然体験活動”を示す。現在、文科省や環境省では“環境教育”とは“持続可能な社会における人材づくり”としている。（宮本委員） ・現在の将来像計画は、従来の“環境教育”の意味になっているため、“自然体験や、生きる力をはぐくむ等将来の人間作りに役立つ”といった記載としてほしい。もしくは、“環境教育”の文言を“自然体験活動”と変更する案もある。（宮本委員） 	<ul style="list-style-type: none"> ・“環境教育”の書き方や内容を検討させていただく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえて、推進計画（改定案）「2.2.4(2)②自然利用地」に追記します。 ・「自然体験活動」は“動植物観察といった自然・環境に係る学習活動”とし、「環境教育」は“持続可能な社会の構築を目指して、あらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習”という意味で使い分けを行います。以上に基づいて、全体構想書（改定案）と推進計画（改定案）を修正します。
2.5.2 今後の荒川下流部を守り育てていくための沿川住民活動と行政の連携について	12	環境教育による持続可能な社会の人材づくり <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境に加えて、治水やまちづくりも中学生・高校生・大学生の学びの題材になるため、“環境学習（環境教育）”という文言を残し、“荒川では、自然体験・防災の勉強・総合学習ができ、中学生・高校生・大学生の学びの題材にもなることで、持続可能な社会の人材づくりに荒川は資する”という記載をしてはどうか。（宮本委員） 		<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえて、推進計画（改定案）「2.5.2(オ)環境教育」を修正します。
3.5 ゾーニング・土地利用区分を見直す場合の考え方	13	土地利用区分を見直す場合の考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・資料4、P5について、全体面積が決まっている中で、推進計画の目標①自然地の増加の目標に関する代替地の検討は、目標②グラウンド面積の維持は相反関係であり、齟齬が生じていないか。同等規模の自然地の代替地検討のみでなく、自然地に変える比重を高める考えにした方が良いのでは無いか。（知花座長） ・イメージ図は、代替地と自然度向上の取り組みを1つの図で両方示すことは難しいので、図では代替地のみにし、注意書きで自然度向上の取り組みを記載してはどうか。もしくは、両方実施するという目標を設定し、できない場合は自然度向上の取り組みを行うという記載にしてもよい。（知花座長） 	<ul style="list-style-type: none"> ・同等規模の自然地の代替地検討に加え、代替地が設けられない場合に、目標③自然度向上に努める旨を追記し、イメージ図にも、反映させることで検討させていただく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえて、推進計画（改定案）「3.5 ゾーニング・土地利用区分を見直す場合の考え方」＜土地利用区分を見直す場合の基本的な考え方＞箱書き内を修正します。 ・ご意見を踏まえて、推進計画（改定案）「3.5 ゾーニング・土地利用区分を見直す場合の考え方」の図は代替地の取り組みのみとし、注意書きで自然度向上の取り組みを記載します。